

## ○みやぎNPO情報ネット

ト

NPOとは? | みやぎのNPO検索 | NPO法人申請状況 | NPOの事業案内 | イベント&講座 | ボランティア募集 | 会員募集 | 有償スタ  
 みやぎNPOプラザ | NPO法人申請ガイド | NPOへの業務委託 | 宮城県NPO推進 | 行政からのお知らせ | Q&Aリンク | リンク集 |

## NPOへの業務委託

県では、「宮城県民間非営利活動促進基本計画」の中の大きな3本柱のひとつとして「NPOと行政のパートナーシップの確立」を掲げており、そのための施策として「NPOへの業務委託」を推進しています。

しかしながら、業務委託の制度上の問題等からなかなかNPOへの委託が進まないのも事実です。そこで県では総務部の行政管理課が主体となり、庁内でワーキンググループを組織して、NPOへの業務委託を推進するための「NPO推進事業発注ガイドライン」を平成13年4月に策定しました。

これにより、NPOへの業務委託が推進され、NPOならではのアイデアやノウハウにより、より効果的・効率的な県事業が実施されるものと期待されています。



NPOへの委託状況やNPOへの委託を対象とした企画提案の募集等のお知らせを掲載する予定です。

○ Copyright(c)2001-, みやぎNPO情報ネット

# 基本計画の体系

《目標》  
 ～真に豊かな、安心とゆとりの地域づくり～  
 だれもが参加・参画でき、多様な主体が協働する社会の実現  
 【NPOとのパートナーシップによる市民社会】

## 第3章

### 《方向性》

#### NPO活動の支援・促進

#### NPOと行政の

#### パートナーシップの確立

### 《基本方針》

#### NPO活動の支援・促進

- 1) 自主性・自立性・創造性の尊重
- 2) NPOの発展段階に応じた支援・促進の推進
- 3) 地域性・独自性・個性の尊重
- 4) 市民やNPOの参加による促進策づくり
- 5) 中間支援組織との連携

#### NPOと行政のパートナーシップの確立

- 1) 相互の尊重と相違の受容、対等な関係の確立
- 2) NPOの自助努力と行政の意識改革
- 3) 情報公開と透明性の確保
- 4) パートナーシップ確立のためのシステムづくり
- 5) 行政改革と地方分権・自治の推進

#### 多様な主体との連携

- 1) 議会との連携
- 2) 市町村との連携
- 3) 企業、大学、シンクタンク、各種団体等との連携
- 4) 広域的な連携

## 第4章

### 《施策の体系》

#### NPO活動の支援・促進に関する施策

- 1) 情報の収集と提供
- 2) 人材育成のための研修の実施
- 3) NPOの社会的認知を高めるための広報・啓発事業の実施
- 4) 活動拠点の整備等
- 5) 交流やネットワークづくり促進
- 6) 中間支援組織の育成と連携
- 7) NPOを資金的に支える仕組みの整備

#### パートナーシップの確立に関する施策

- 1) 行政情報の適切かつ十分な公開と提供
- 2) 政策の各プロセスへの市民やNPOの参加機会の確保
- 3) 審議会、委員会などへの市民やNPOの参加促進
- 4) 各種事業の共同実施、連携・協力
- 5) NPOへの業務委託
- 6) 行政とNPOを円滑につなぐための中間支援組織との連携
- 7) パートナーシップ確立のためのシステムづくり

#### 多様な主体との連携に関する施策

- 1) 議会とのNPO施策全般に関わる連携
- 2) 市町村とのNPO関連施策の協力
- 3) 企業、大学等との連携及び広域的な連携の支援
- 4) NPO地域活動拠点の整備の促進
- 5) 地域における中間支援組織の育成や連携の推進

#### 庁内を対象とした施策

- 1) 宮城県総合計画「新世紀 豊かさ実感みやぎ」の推進
- 2) 「新しい県政創造運動」の推進
- 3) 県庁組織の横断的なNPO活動の支援・促進策の実施とNPOとのパートナーシップの確立
- 4) 地方振興センター及び地方振事務所におけるNPO関連業務の充実
- 5) 県及び市町村職員のNPOに関する研修の実施
- 6) 国に対するNPO政策の提言
- 7) 特定非営利活動促進法の普及及び法人化の事前相談の充実



# NPO推進事業発注ガイドライン



平成13年4月16日  
宮城県総務部行政管理課  
環境生活部NPO・青少年室

## NPO推進事業発注ガイドラインについて

NPOと県とのパートナーシップの確立を目指し、県の事業のNPOへの業務委託を推進するため、発注手続の適正化を図る「NPO推進事業発注ガイドライン」を定めています。

### 記

#### 1 業務委託の発注区分

- ① 収益事業：一般企業と同様な発注制度により取り扱います。
- ② 本来事業：NPO本来の社会的・公益的な目的を実現するための事業で、NPO推進事業に選定された事業を実施する場合には、NPO推進事業発注システム(NPOの特質を考慮した発注条件)により取り扱います。

#### 2 NPO推進事業の選定

予算成立時に各部局から要望のあった事業の中から、NPO活動促進庁内連絡調整会議(平成10年2月6日設置)においてNPO推進事業を選定します。

#### 3 NPO推進事業発注システム

NPO推進事業は、NPOの特質(主体性、個性、先駆性等)を考慮し、事前に業務企画提案書等の提出を受けることを基本として、業務内容等に応じて次の方法により発注します。

- ① 業務内容からNPO間の価格競争が可能な場合(サービスの提供等)  
事業内容に関する基本仕様を示して公募し、提出された業務執行計画書により施行可能なNPOを選考し、見積合わせにより決定します。
- ② 業務内容から特定1団体を選定する必要がある場合(施策や事業の立案、実施等)業務企画提案書を広く公募し、プロポーザル方式により選定する。選定に当たっては、第三者を加えた審査機関を設置するなど、透明性の確保に配慮します。
- ③ 当該業務を履行できるNPOが特定1団体に限られている場合  
事業内容に関する基本仕様を示して企画提案書の提出を求め、施行能力等について十分審査します。なお、実施可能なNPOは特定1団体であることを明確にします。

#### 4 NPOの資金面への配慮

- ① 契約保証金の免除  
500万円未満のNPO推進事業の契約については、契約保証金を免除できます。
- ② 前金払制度、概算払制度の活用の推進  
円滑な業務の履行を確保できるよう、前金払制度(債務額が確定している事業)、概算払制度(債務額が確定していない事業)の活用を図ります。